

法令及び判例

(01/10)

A.- 法令

I.- 暫定令(M. Provisória n.º 472) 租税法の改正

12月15日付きの上記暫定令は租税法の一部を改正した。
要点は次の通り。

- 1.1. 北、北東及び中央一西部地域の、石油生産、精製、アンモニア生産工場へ必要な機械設備の購入に対する連邦租税の免税処置(REPENEC);
- 1.2. 公立学校の生徒向けコンピータ購入に対する連邦租税法の免税(PROUCA);
- 1.3. 更に、航空機製造、電子機器製造分野へ対する、連邦租税の免税又は減税の供与と造船部門への支援基金制度の一部改正;
- 1.4. 在外国関連法人への支払金利の費用控除条件の改正

II.- 暫定令(M. Provisória n.º 478) 一 移転価格税法の一部改正

2009年12月29日付き上記暫定令は移転価格法 (lei n.º 9 430, de 27-12-1996) の一部改正を行った。

- 2.1.- PRL(Preço de Revenda menos Lucro)制度の替わりに PVL(Preço de Venda menos Lucro) 制度が制定され、従来の規定では、売上額(Valor bruto de venda)に対し、輸入品の転売へは 20% 、製造へえ使用された場合は 60% を利益とみなされ課税されていたが、今後は純売上額(Valor Líquido de venda)の 35% を利益として課税される。
 - 2.2.- PIC(Preços Independentes Comparados)制度の採用へは移転価格税の対象取引の内、最低 10%相当額を立証する必要がある。
 - 2.3.- 今回の改正でも、全業界、製品取引へ一律に 35% と成っているが、大蔵大臣が業界、製品等により、実態に即した利益率を制定できる権限を与えられている。
 - 2.4.- 税務監査が開始された後、DIPJ(Declaração de Informação Econômico Fiscais de Pessoa Jurídica)へ記載した移転価格利益の把握制度の変更を認めない。
- 注。 暫定令(Medida Provisória)は憲法改正令(Emenda Constitucional n.º 32, 11-09-2001)により 60 日間有効であり、一度だけ有効期限を延期できる。

III.- 車両の検査 (Inspeção Veicular) - Resolução n.º 418 da Conama

国内環境委員会(Conselho Nacional de Meio Ambiente)は 11 月 25 日付け決議 418 号で、3 百万台以上の車両が登録されている都市での車両検査を義務付けた。

サンパウロ市では 2010 年度から全ての車両 (2009 年度の車検は 2002 年までに製造された車両は免除となっていた。) が車検の対象となっている。

B.- 判例

1.- INSS の病気による仮年金の支給と医療保険の継続

多くの企業が社員へ福利厚生(Benefício)の一環として医療保険を与えていたが、社員が病気になり、INSS から仮年金(Aposentadoria Provisória)を受けた時点で、企業は医療保険制度から社員を削除した案件。

労働高等裁判所(TST)の 4 班は、INSS の仮年金支給から 5 年後に確定年金(Aposentadoria Definitiva)を支給するまで、企業は医療保険を継続する義務がある判決を下した。 (TST -RR-78/2008-014-05-00.5)

2.- 消費者保護法と信用保護機関の対応

銀行からの借入金或いは月賦購入金の未支払い(Não pagamento)の場合、債権者は信用保護機関 (Serasa ou Proteção ao Crédito) へ債務者名をブラックリストへ登録申請する。

信用保護機関は債務者へ対し、債務の決済を督促する通知を郵便局 (Correio -Carta simples) 経由で発送するが、その法的有効性が議論された。

高等裁判所 (STJ – Súmula 404) は郵便局へ督促の通知を投函するだけでは十分であり、債務者の書簡受取り証明書の必要は無いとの判例を発表した。

S.P. 05/02/2010

Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno&Oshikiri Advogados
Av. 9 de Julho, 4954
São Paulo-SP.